

北海道共同募金会役員等報酬規程

平成29年5月29日 決 定

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北海道共同募金会（以下「本会」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員（常勤役員とは、常務理事として本会を勤務場所とする者をいう。）は本会職員が兼務し、役員報酬は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、会務のため出張をする場合は本会旅費支給規程に基づき、旅費を支払うことができるものとする。

(公 表)

第3条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(その他)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月1日より施行する。